

各務原市り災証明等取扱要綱

(令和2年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く。）をいう。以下同じ。）が発生した場合における当該災害に係る証明書（以下「証明書」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家屋 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家及び非住家をいう。
- (2) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する土地及びその定着物をいう。
- (3) 動産 民法第86条第2項に規定する不動産以外の物をいう。

(証明書の種類等)

第3条 証明書の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) り災証明書 災害により被害を受けた家屋に係る被害の程度を証明する書面
- (2) り災届出証明書 災害により家屋以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出があったことを証明する書面

2 り災証明書において証明する被害の程度の区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 全壊
- (2) 大規模半壊
- (3) 中規模半壊
- (4) 半壊
- (5) 準半壊
- (6) 準半壊に至らない（一部損壊）

(交付対象)

第4条 り災証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた家屋の所有者又は使用者とする。

2 り災届出証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた家屋以外の不

動産又は動産の所有者又は使用者とする。

（証明書の交付申請）

第5条 証明書の交付を受けようとする者は、り災（届出）証明申請書（別記様式）により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請を代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、当該代理人が各務原市に住民登録のある委任者と同一の世帯の親族である場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、災害が発生した日の翌日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（証明書の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは各務原市地域防災計画に定めるり災証明書（火災以外）又はり災届出証明書を交付し、不適当と認めたときはその旨及びその理由を通知するものとする。

（手数料）

第7条 証明書の交付に係る手数料は、徴収しないものとする。

（再調査の申請等）

第8条 り災証明書の交付を受けた者は、当該り災証明書により証明された被害の程度について修正を求めるときは、当該り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して、再調査の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、再調査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により再調査を行ったときは、当該再調査の結果を当該申請をした者に速やかに通知するものとする。この場合において、市長は、当該り災証明書により証明された被害の程度について修正が必要であると認めたときは、当該り災証明書と引き換えに当該修正をしたり災証明書を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和２年１２月４日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第３条第２項（第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定は、令和２年７月３日以後に発生した災害に係る災害証明書について適用する。

附 則（令和６年１２月１２日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の別記様式の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

り災(届出)証明申請書

(宛先)各務原市長

◎太枠内をご記入ください。

申請日	年 月 日		証明必要数	枚
申請者 (り災(届出)証明が必要な方) (世帯主)	住所	〒 電話番号		
	現在の 連絡先	〒 電話番号		
	(ふりがな) 氏名	生年月日		
窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記入不 要)	住所	〒 電話番号		
	(ふりがな) 氏名			
	申請者との関係	☐ 同一世帯の親族 ☐ その他()		
り災住家等の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)				
り災原因	年 月 日の による			
被害状況	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)			
り災住家等の 詳細	☐ 家屋(☐ 住家(☐ 持家/ ☐ 借家)、 ☐ 事務所、 ☐ 店舗、 ☐ その他()			
	☐ 家屋以外の不動産			
	☐ 動産			
申請者とり災 住家等の関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ 借家人 ☐ その他()			
住家に関する 情報の内部 利用同意欄	☐ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することに同意します。			
写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望します(写真を添付)。 ☐ 希望しません。 ※ 以下の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望 する場合は、「希望します」欄にチェックをしてください。 ①地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 ②水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 ③申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分の うち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります) ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。			
	上記③の自己判定方式を希望する場合は、次のことに同意する必要がありますので、 チェックをしてください。 ☐ 「準半壊に至らない(一部損壊)」という結果に同意します。			

○窓口に来られる方が上記申請者の代理人の場合は、申請者に次の委任状に記入していただく必要があります。ただし、各務原市内に住民登録のある同一世帯の親族が代理人の場合は、記入の必要はありません。

委 任 状	上記の窓口に来られた方を代理人と定め、り災(届出)証明申請書の申請及び証明書の受領に係る一切 の手續を委任します。
	年 月 日
	委任者(申請者)
	住 所 氏 名